

伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会の検討経過について

1 適正規模の基準

	小 学 校	中 学 校
適正規模の基準	12～24 学級（1 学年 2～4 学級）	12～18 学級（1 学年 4～6 学級）
	○クラス替えにより子どもたちの人間関係の構築を促すことができる。 ○一定の教員数を確保することにより、連携した指導方法の改善やきめ細かな指導を可能にする。	○一定規模のクラスを確保することにより、子どもたちの多様な人間関係の構築及び切磋琢磨による伸長を促すことができる。 ○一定の教員数を確保することにより、教育の質の保障や連携した指導方法の改善等を可能にする。
適正規模の許容範囲 （適正規模に準じる学級数）	上限/下限：±3 学級 〔9～27 学級（1 学年 1.5～4.5 学級）〕	上限/下限：±6 学級 〔6～24 学級（1 学年 2～8 学級）〕
	○子どもたちの人間関係の構築や交流に配慮し、一定の学年でクラス替え可能な規模とする。 ○大規模校の場合、教室数やグラウンド等の施設面を十分考慮する。	○子どもたちの人間関係の構築や交流に配慮し、クラス替え可能な規模とする。 ○大規模校の場合、教室数やグラウンド等の施設面を十分考慮する。

2 検討結果

(1) 小学校

- ① 宮郷小学校及び北第二小学校は、早急に学校規模の適正化を検討する必要はないが、今後の児童数及び学級数の動向を十分に注視しなければならない。
- ② 境島小学校は速やかに学校規模適正化検討地区委員会を設置し、学校規模の適正化の検討に着手することが望ましい。

(2) 中学校

- ① 宮郷中学校は、今後数年間は生徒数が減少傾向をたどるため、現時点では学校規模の適正化の検討には入る必要はありません。なお、今後生徒数は増加傾向が見込まれるため、その動向には十分に注視しなければなりません。
- ② 境北中学校及び境西中学校は、適正規模の許容範囲内にあるため、現時点では学校規模の適正化の検討に入る必要はありません。なお、境西中学校は生徒数の減少傾向が見られるため、その動向を十分に注視する必要があります。